



◇通常総代会を书面議決にて開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、5月25日（火）商工会館にて第60回養老町商工会通常総代会が书面議決にて開催されました。

◇「岐阜県」営業時間短縮当の協力要請に伴う協力金・支援金

■岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第5弾)

【対象事業者】

・飲食店、遊興施設等及び結婚式場（※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗）

【申請要件】

営業時間を午前5時から午後8時までの営業時間に短縮（ただし、酒類の提供は午前11時から午後7時までとする。）へのご協力をいただいている店舗

【支給金額】

支給金額の詳細は、申請受付開始日等の詳細が決定次第公表されます。（6月1日時点）

■県独自の一時支援金

日々感染拡大している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、要請の対象となる店舗が対象期間全てにおいて、県の要請に全面的にご協力いただける事業者に対して、支援金を支給されます。（岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）の対象とならない事業者）

○酒類を提供する飲食店等及びカラオケ店、カラオケ設備のある飲食店等への支援

- ・終日、酒類の提供をとりやめた飲食店等
- ・カラオケの利用自粛を行った店舗

○酒類納入事業者への支援

・県内の酒類を提供する飲食店等へ酒類を納入している、県内の事業者

○タクシー事業者、自動車運転代行事業者への支援

・道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く）を行う事業者

・自動運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の認定を受けている事業者

【支援金額】

1事業者あたり、一律10万円

【申請受付期間】

令和3年6月1日（火）から令和3年6月30日（水）まで（郵送のみ受付、当日消印有効）

■岐阜県内宿泊事業者への支援

・旅館業法の「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けている県内事業者

【支援金額】

(1) 小規模（定員50人以下）：40万円

(2) 中規模（定員200人以下）：120万円

【申請受付期間】

令和3年5月27日（木）～令和3年6月28日（月）（※締切日6月28日当日の消印有効）

◇飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金の受付開始

【補助対象事業者】

県内で飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受け、飲食店を営業する方で岐阜県が発行する「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を掲示している店舗。

【補助対象経費】

飛沫感染防止対策のために設置するアクリル板等の遮蔽物の購入費

（令和3年4月1日から令和3年7月30日までに購入した物に限る）

【交付上限額】

店舗当たり上限5万円（補助率10/10）

※購入経費のうち、消費税等は対象外です。

【申請受付締切】

受付期間 令和3年5月31日（月）から令和3年7月30日（金）まで

【申請方法】

申請書及び必要書類を添付の上、「飛沫対策補助金事務局」へ郵送。

◇月次支援金に関するお知らせ

【給付対象】(①と②を満たす事業者)

①緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②2019年又は2020年比で、2021年の対象月(4～6の各月)の売上が50%以上減少していること
※地方公共団体による時短営業等「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です。

【給付額】

2019年又は2020年の対象期間の売上合計－
2021年の対象月の売上

法人 上限 20万円/月

個人事業者 上限 10万円/月

■申請受付期間

4月/5月分：2021年6月中下旬～8月中下旬

6月分：2021年7月1日～8月31日

■申請方法

Web申請(スマホ対応可)

※初回に限り登録確認機関の登録が必要です(一時支援金を受給された事業所様は不要)
商工会では、商工会員に限り登録確認に対応させていただきます(要事前予約)

■相談ダイヤル

一時支援金相談窓口

0120-211-240(8時30分から19時 土日、
祝日含む全日対応)

◇小規模事業持続化補助金の公募について

■持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)

補助上限：100万円 補助率 3/4

補助対象事業：感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組み

<申請受付締切>

第2回：7月7日(水) 第3回：9月8日(水)

第4回：11月10日(水)

<申請方法>

補助金申請システム(名称：Jグランス)でのみ受付。事前に「Gビズ IDプライムアカウント」の取得が必要

■持続化補助金(一般型)

補助上限：50万円 補助率 2/3

補助対象事業：販路開拓・簡易な店舗改装など
商工会では、申請に必要な経営計画の作成のお手伝いをしておりますのでお問い合わせください。尚、計画書作成にはお時間がかかりますので、早めの取り組みをおすすめします。

<申請受付締切>

第6回受付締切：10月1日(金)

第7回受付締切：令和4年2月4日(金)

◇源泉税納付個別指導について

従業員の方や家族専従者の納期特例源泉税の納付個別指導を行います。

日時 7月6日(火)～9日(金)

10:00～16:00

場所 養老町商工会館

◇税務・経理個別指導について

税務・経理個別指導を下記により開催します。

日時：6月24日(木)、25日(金)

13:00～16:00

場所：商工会館

講師：高橋淳子税理士



商工会の実施した主な事業等

- 笠郷支部総会(安田屋)
- 高田支部総会(書面決議)
- 池辺支部総会(書面決議)
- 青年部総会(書面決議)

発行：養老町商工会

TEL:32-0549 FAX:32-2862

E-mail: yourou@ml.gifushoko.or.jp

商工会では「経営相談・支援」や「税務相談・経理指導」「金融相談、斡旋」「取引・販路開拓支援」「取引・販路開拓支援」「労務支援」「専門家派遣支援」「IT支援」「補助金書類作成支援」など皆様のご相談に応じた支援を行っています。